



愛媛労働局発表  
令和元年6月28日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室  
室長 佐藤 真理子  
指導係長 坂本 幸穂  
(電話) 089 (935) 5222  
(FAX) 089 (935) 5210

報道関係者 各位

## パートタイム・有期雇用労働者

### 均衡待遇 特別相談窓口を開設します！

～不合理な待遇差の解消のための疑問にお答えします～

愛媛労働局（局長 縄田 英樹）では、2020年4月1日から施行されるパートタイム・有期雇用労働法（中小企業における適用は2021年4月1日）に関する相談に対応する「パートタイム・有期雇用労働者 均衡待遇 特別相談窓口」を開設します。

特別相談窓口では、パートタイム労働者や有期雇用労働者のみなさまから、法改正の内容や同一労働同一賃金ガイドラインの内容等についての疑問や相談にお答えしますのでご相談ください。

#### パートタイム・有期雇用労働者 均衡待遇 特別相談窓口（資料No.1）

- ◆ 開設日：令和元年7月1日（月）より開設
- ◆ 開設時間：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時（祝日、年末年始除く）
- ◆ 電話番号：089-935-5222
- ◆ 設置場所：愛媛労働局 雇用環境・均等室

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

## 《パートタイム・有期雇用労働法のポイント》（資料 No. 2）

### 1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

### 3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争手続（行政ADR）の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。  
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）のほか、パート・有期労働ポータルサイトでも情報を提供しています。

#### 《参考資料》

資料 No. 1 パートタイム・有期雇用労働者 均衡待遇特別相談窓口（チラシ）

資料 No. 2 パートだから 契約社員だから「仕方がない」と思っていませんか？（チラシ）